

# 『後納制度』が始まります！

～国民年金保険料の納期限の延長～

## 年金 information

■戸籍年金係 ☎32-1823

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと（保険料納付や免除等の合計が25年(300月)未満の場合）があります。

このような事態を避けるため

昨年、法律が改正され、平成24年10月1日から、国民年金保険料の納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まります！

具体的には...

平成14年10月分以降の納められなかった保険料を納めることができますようになります！

(注)後納保険料を納付できる期間  
【平成24年10月1日～平成27年9月30日】  
までの3年間

注意！

- ①既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができません。
- ②後納保険料を納付するためには事前にお申込みいただき審査させていただきます。
- ③審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」または、お近くの「年金事務所」へお問合わせください。

▶国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050  
▶砂川年金事務所 ☎0125-52-2144

### 医療費のお知らせについて

■医療保険係 ☎32-2214

年6回、世帯主の方へ国民健康保険で診療を受けた医療費の額をお知らせしています。医療費のお知らせには、受診者、診療年月、医療機関等の名称、入院・通院の別、入院・通院の日数と医療費等の総額(自己負担額と国保が負担した額の合計)が記載されています。

通常、受診時に窓口でお支払いいただく自己負担額は、総医療費の1割～3割ですが、それ以外の部分(9割～7割)は加入者の皆さまにお支払いいただいた国民健康保険税や、国からの交付金などで賄われています。医療費通知の内容を参考に、医療費負担のしくみや健康について理解を深めていただき、国民健康保険事業の健全な運営にご協力ください。また、医療機関等からの請求内容に誤りがないかを確認していただくための参考資料としてご利用ください。

なお、後期高齢者医療制度に加入されている方は、希望される方のみ、9月と3月の年2回、北海道後期高齢者医療広域連合より「医療費のお知らせ」を発行しています。新たに発行をご希望の方は、手数ですが、医療保険係までご連絡ください。

※医療費のお知らせを確定申告(医療費控除)の際の領収書として使うことはできません。

※診療内容の審査などの都合上、一部の受診記録を記載していない場合があります。

### 赤平市市税等収納向上対策本部

#### 園児のための幼稚園保育料



赤平幼稚園は、市からの支出と幼稚園保育料などの保護者負担によって運営されています。貴重な財源である幼稚園保育料が納入されないと、子どもたちの安心・安全な幼稚園生活に支障をきたしかねません。

教育委員会では、納めている方と納めていない方との不公平感の解消と、幼稚園の安定した運営を維持するため、徴収の強化と入園・通園の制限を行っております。過去に兄弟姉が通園した際の滞納が残っている場合は入園を許可しません。

また、入園後3カ月以上滞納した場合や、幼稚園保育料に限らず市税・使用料等の滞納によって特定滞納者に認定された場合は、条例・規則により退園させるなどの厳しい姿勢で臨んでいます。

さらに、卒園後も催告に応じない不誠実な保護者に対しては特定滞納者の認定を検討します。保護者の滞納により、何の責任もない子どもたちが幼稚園に通えなくなることは悲しいことです。そうした最悪の事態を避けるためにも、市税・使用料等は納期限までに必ず納めましょう。

■問合せ 学校教育課学校教育係 ☎32-1822

#### 今月の納税

納期限 10月31日(水)まで

- ◆市道民税 第3期
- ◆介護保険料 第4期
- ◆国民健康保険税 第4期
- ◆後期高齢者医療保険料 第4期

【市税・使用料等の納付は、便利・確実・安心な口座振替を！】

口座振替の手続きは、通帳とお届けの印鑑をもって市役所各収納担当窓口か市内金融機関の窓口で簡単にできますので、ぜひご利用ください。

■納税相談窓口について■

平日、8時30分から17時までの間、随時担当係で納税(付)相談を行っていますので、ご利用ください。

■事務局■  
税務課納税係  
☎32-2219